◎調達機関番号　020　◎所在地番号　11

1　工事名　気象庁清瀬庁舎（仮称）建築工事（電子入札対象案件）

2　工事場所　東京都清瀬市中清戸３―235

3　工事内容　本工事は、東京都清瀬市中清戸３―235において気象庁清瀬庁舎（仮称）建築工事の施工を行うものである。

敷地面積：20,157㎡

［第三庁舎］

構　　造：鉄筋コンクリート造　地上２階地下１階塔屋１階建て

延床面積：5,904㎡

用　　途：庁舎

工事種目：庁舎・付属建物　新築一式

工作物・外構・造園工事　新設一式

取りこわし工事　取りこわし一式

使用する主要な資機材：

コンクリート　約11,500㎥、鉄筋　約1,150ｔ、鉄骨　約5.7ｔ

工　　期：平成23年10月31日まで。

4　申請の時期

平成21年９月14日から平成21年10月14日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）。

なお、平成21年10月15日以降当該工事に係る開札の時まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

5　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（特定建設工事）」（以下「申請書」という。）は、平成21年９月14日から　〒330―9724 埼玉県さいたま市中央区新都心２―１さいたま新都心合同庁舎２号館17階　関東地方整備局総務部契約課工事契約調整係　電話048―601―3151㈹　内線2525において特定建設工事共同企業体としての資格を得ようとする者に交付する。

⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付して電子入札システムにより提出すること。また、入札説明書に示すところによる一定の理由がある場合は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。ただし、発注者の承諾を得て紙入札方式による場合は⑴に示す申請書の交付場所に持参すること。

①　特定建設工事共同企業体協定書㈱（６⑸の条件を満たすものに限る。）の写し。

②　６⑵の要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（様式は、当該工事の「入札公告（建設工事）」（平成21年９月14日付け支出負担行為担当官関東地方整備局長）に示すところにより交付する入札説明書の別記様式―２―１、別記様式―２―２を使用すること。）。

⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

6　特定建設工事共同企業体としての資格及びその審査

「競争参加者の資格に関する公示」（平成20年10月７日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「平成20年10月７日付け公示」という。）５（建設工事）の①から⑤までに該当する者を構成員に含む特定建設工事共同企業体及び次に掲げる条件を満たさない特定建設工事共同企業体については、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。それ以外の特定建設工事共同企業体については、平成20年10月７日付け公示６の（建設工事）⑴に掲げる客観的事項（共通事項）の項目及び⑵に掲げる主観的事項（特別事項）の項目について総合点数を付与して特定建設工事共同企業体としての資格があると認定する。

⑴　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす者２社の組合せとする。

①　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における建築工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

②　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における建築工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上であること（①の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

なお、特定建設工事共同企業体にあっては、代表者以外の構成員は関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における建築工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,150点以上であること（②の再認定を受けた者にあっては当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,150点以上であること。）

③　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立がなされている者（①の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

④　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から認定を行う日までの期間に局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚発第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑤　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑥　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑵　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体の構成員は、平成21年10月14日において次の要件を満たすものとする。

①　平成８年４月１日以降に、元請として完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす建築一式（躯体、外装、内装を含む新築）工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20％以上の場合のものに限る。）。

㋐１）建物用途　下記のａ）、ｂ）、ｃ）若しくはｄ）のいずれかに該当する施設

ａ）同種施設　事務所・庁舎

ｂ）類似施設　事務室（上級室を含む。）、会議室、研修室、人文科学系研究室及びこれらに類する室の合計面積（これらに付属する共用部分を含む）が当該申請施設の延床面積の過半を占める施設

ｃ）複合用途施設１　「ａ）同種施設」と認められる部分が、「３）延床面積」以上ある施設

ｄ）複合用途施設２　「ａ）同種施設」と認められる部分が当該申請施設全体の延床面積の過半を占める施設

２）構造　鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造（いずれも免震構造を有するもの）

３）延床面積　4,500㎡以上

経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社が上記㋐の施工実績を有し、他の構成員は、下記㋑の施工実績を有すること。

特定建設工事共同企業体にあっては、代表者が上記㋐の施工実績を有し、他の構成員は、下記㋑の施工実績を有すること。

㋑１）建物用途　上記㋐１）に同じ。

２）構造　鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造

３）延べ面積　1,500㎡以上

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

②　建設業法（昭和24年法律第100号）の建築工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。